

長崎県農業農村整備工事における現場環境改善費の運用要領 新旧対照表

改定後（令和4年4月版）	改定前（令和2年10月版）
<ul style="list-style-type: none"> ・率に計上されるものは、3. 実施内容のうち、原則として各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携）ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基礎とした費用である。 また、選択にあたっては、地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容数変更してもよい。 ・積上げ計上分（a）に計上するものは、費用が巨額となるため現場環境改善費率分で行うことが適当でないと判断されるものとする。 ・現場環境改善費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体の率である。 ・現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。 <p>（3）設計変更について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積上げ計上分（a）が計上されているもので、内容に変更が生じた場合に設計変更の対象とする。 <p>7. 履行の確認について [省略]</p> <p>8. 工事成績評定について [省略]</p> <p>9. 特記仕様書等への記載について [省略]</p> <p>10. 適用年月日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>令和4年4月1日</u>以降に起工する工事から適用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・率に計上されるものは、3. 実施内容のうち、原則として各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携）ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基礎とした費用である。 また、選択にあたっては、地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容数変更してもよい。 ・積上げ計上分（a）に計上するものは、費用が巨額となるため現場環境改善費率分で行うことが適当でないと判断されるものとする。 ・現場環境改善費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体の率である。 ・現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。 <p>（3）設計変更について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積上げ計上分（a）が計上されているもので、内容に変更が生じた場合に設計変更の対象とする。 <p>7. 履行の確認について [省略]</p> <p>8. 工事成績評定について [省略]</p> <p>9. 特記仕様書等への記載について [省略]</p> <p>10. 適用年月日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>令和2年10月1日</u>以降に起工する工事から適用する。